

2022年4月1日

兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会

○兵庫県立大学研究倫理委員会規定

○兵庫県立大学環境人間学部人を対象とした医学研究に関する倫理規定

○生命・医学系指針の一部改正について（通知）

○兵庫県立大学環境人間学部動物実験規定

○兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会委員

○審査件数の実績(2022年3月31日現在)

年度	2020年	2021年
審査件数	27件	25件

○研究倫理講習会の実施状況

2020年7月15日 受講者 54名

2021年6月16日 受講者 60名

2021年12月15日 受講者 59名

兵庫県立大学環境人間学部動物実験委員会

○審査件数の実績（2022年3月31日現在）

年度	2020年	2021年
審査件数	3件	7件

○動物実験教育訓練の実施状況（2022年3月31日現在）

年度	2020年	2021年
実施件数	5回	3回
受講者数	32名	20名

○実験動物慰霊祭の実施状況

2021年1月27日 参加者 13名

2022年1月24日 参加者 12名

○自己点検・評価の結果

2021年度 3月末

事務局

姫路環境人間学キャンパス経営部総務課 Tel 079-292-1515

平成25年兵庫県立大学環境人間学部規程第32号

兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、環境人間学部及び環境人間学研究科（以下「学部等」という。）で行われる人及び実験動物を対象とする研究（以下「研究」という。）について、兵庫県立大学研究倫理指針（以下「本学指針」という。）、ヘルシンキ宣言及び国の策定する倫理指針に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、兵庫県立大学環境人間学部教授会規程（平成25年兵庫県立大学環境人間学部規程第2号）第8条及び兵庫県立大学環境人間学研究科委員会規程（平成25年兵庫県立大学環境人間学研究科規程第2号）第9条の規定に基づき設置する兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究における倫理のあり方に係る基本的事項についての調査及び審議
- (2) 学部等の教員、大学院生、学部学生、客員研究員等が実施する人を対象とする研究（人文社会学の調査及び実験を含む。）の倫理上の審査

(申請)

第3条 前条第2号の審査に係る申請は、研究を行う学部等教員が行う。大学院生、学部学生、客員研究員等の場合は、指導教員が行う。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

(審査)

第4条 委員会は、前条の申請及び環境人間学部長（以下「学部長」という。）の委員会への諮問に基づき審査を行う。ただし、学部長又は委員会が必要と認める時は、申請のない場合でも審査の対象とすることができる。

(組織)

第5条 委員会は、環境人間学部各部門および環境人間学研究科共生博物部門から選出された委員をもって構成する。

- 2 必要に応じて学外・学部外の有識者を加えることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成委員から除く。